

強制わいせつ罪

刑法 第176条

13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

痴漢・盗撮

愛知県迷惑行為防止条例違反

第二条の二

1 何人も、公共の場所又は公共の乗物（第三項に定めるものを除く。）において、正当な理由なく、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

一 人の身体に、直接又は衣服その他の身に付ける物（以下「衣服等」という。）の上から触れること。

二 衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。

三 前号に掲げる行為をする目的で、写真機、ビデオカメラその他の機器（以下「写真機等」という。）を設置し、又は衣服等で覆われている人の身体若しくは下着に向けること。

四 前三号に掲げるもののほか、人に対し、卑わいな言動をすること。

2 何人も、学校、事務所、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用することができる場所又は乗物（公共の場所又は公共の乗物に該当するもの及び次項に定めるものを除く。）において、正当な理由なく、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

一 衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。

二 前号に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は衣服等で覆われている人の身体若しくは下着に向けること。

3 何人も、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態でいるような場所において、正当な理由なく、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

一 人の姿態をのぞき見し、又は撮影すること。

二 前号に掲げる行為をする目的で、写真機等を設置し、又は人の姿態に向けること。

鉄道施設内での痴漢相談は、「ふれあいコール」まで

052-561-0184

愛知県鉄道警察隊 × HAL名古屋

